

令和6年度 第1回 明和町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和6年5月30日（木） 19:22 ～ 19:45
2. 場 所 明和町役場 2階 大会議室
3. 発言者 明和町長 下村由美子
明和町教育委員 田川昌之、辻美穂、中村一樹
荒木敬子、野口和宏
明和町教育長 下村良次
事務局
総務課：課長 朝倉正浩
教育課：課長 青木大輔、係長 黒坂秀利、係 米田学
係長 渡邊晃子
小学校区編制推進室：室長 中瀬基司

4. 概 要

議題

「明和町いじめ防止基本方針の改正」について

【事務局】

本日の議題「いじめ防止基本方針の改正」について、教育委員会より説明をお願いします。

【教育課教育指導係長】

明和町いじめ防止基本方針は平成26年に作成されまして、そこから一切手を加えていないものだったので、今回それを改定するということである。1の改定の趣旨を読みながら説明させてください。改定の趣旨は平成29年3月に国の基本方針が改定、また「いじめの重大事態に関するガイドライン」が策定された。三重県においては、平成30年に「三重県いじめ防止条例」が施行され、平成31年3月に「三重県いじめ防止基本方針」が改定、さらに令和5年3月に新たに改定が行われた。これらの動向を踏まえ、明和町においても「明和町いじめ防止基本方針」を改定し、さらなるいじめの防止に取り組んでいこうと考えている。

2の改定内容についてですが、主に改定の概要としましては、いじめ防止の取り組みについて具体的に示した。2つ目は今まで活用のなかったスクールソーシャルワーカーの活用を入れた。3つ目としまして、重大事態の対処についてもより明確にしている。まずは削除した内容につきましては、いじめ防止対策推進法、これは文科省から平成25年に制定されました法で、いじめが重大な問題になってきたという制定の経緯が以前のものには書かれていた。古い情報となってきたのでここの部分のみ削除した。

追加した内容としまして、（いじめ防止）の①～⑫について追加をさせていただいた。読ませていただく。

まずいじめの防止につきましては、

- ① 児童生徒のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進すること。
- ② 児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりするための学習を促進すること。

(いじめの早期発見)

③ アンケート調査や面談に加え、学習用端末等を活用するなど、児童生徒が悩みや不安を相談しやすい体制を整備すること。

④ 「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用するなどして、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努めること。

(いじめの対処)

⑤ いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組むこと。

⑥ 被害生徒や保護者が調査を望まない場合であってもその理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議すること。

(地域や家庭、関係機関との連携)

⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

(重大事態への対処)

⑧ 欠席日数が30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合は、重大事態として迅速に調査に着手すること。

⑨ 児童生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに学校の設置者に報告すること。

⑩ 重大事態に調査において、異なる行政機関との情報交換や連携が必要となる場合は、原則として明和町教育委員会が主体となって調査を行うこと。

⑪ 被害児童生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まないとしても、再発防止の観点から、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等については、公開を検討する必要があること。明和町教育委員会が再発防止に向けての提言等を集積して公開するため、被害児童生徒や保護者に公表に向けて協力を求めること。

⑫ いじめ重大事態の調査報告書及び調査に係る文書は、10年間保存すること

あとはスクールソーシャルワーカーの活用ということで役職名を追加している。次に明和町いじめ防止基本方針全部で14ページありますが、ご覧ください。表紙の裏面の目次をみていただき、1～4の大きな4つの柱があり、1 いじめ問題についての基本的な考え方、2 明和町のいじめの防止等の取組、3 学校のいじめの防止等の取組、4 重大事態への対処ということで、基本的な考え方があり、明和町の取組、学校の取組があるので、明和町いじめ防止基本方針の改

定で①のネットリテラシーについて3つのページに同じような内容を掲載しており、基本方針の冊子には付け加えた部分について太字で示させてもらっている。①のネットリテラシーについては、明和町の取組の中にもあり、その中でも防止の取組にもあり、学校の取組にもあり3つに重ねて掲載している。平成26年度のものをもう少し整頓しようと迷ったが、とりあえず今までのものに付け加えるようになっているので、同じような内容が何回も出てきており、そういうことでこのページはみてもらったらいと思う。先ほども申しましたように太字の部分が付け加えたところで、削除した部分は平成25年度にいじめ防止対策推進法が策定された経過でしたので消してある。以上となる。

【事務局】

ただいまの説明について、質問、意見等があったらお願いします。

【教育委員】

ネットリテラシーとはどういうものか。情報モラルとはどういうものか。

【事務局】

よく SNS を使って友達の誹謗中傷とかいやな言葉を使うとか、個人情報を出さないとか、いじめ以外にもあると思うが、ネットを使用する時のルールとか実際学校でも教えているが、明和町が書き換えるのが遅かったのでもんどしてもらっていることばかりですが、そういう SNS のモラルのことです。

【事務局】

既にしていたがあえてここに記載したということでもいいですか。

【事務局】

そうです。書くのが遅れてしまっているということです。

【町長】

現状に合わせたかたちで書き加えてくれたということですね。三重県は2回ほど改正しているが、これまで三重県が先行している部分で困ったようなことはなかったか。

【事務局】

基本方針にはないけれども必要になってきているのでネットリテラシーについても教えているし、アンケート調査もしている。

【町長】

案外具体的な部分がこのように記載されている。

【事務局】

これを受けて学校ももう一回新しいものを作り変えて取り組んでいくことにしています。

【教育委員】

三重県の基本方針の追加内容を踏まえて明和町の基本方針を追加されているので、明和町独自のものはないということか。

【事務局】

特にはない。

【教育委員】

三重県の基本方針を踏まえて明和町に追加したということか。

【事務局】

はい。

【事務局】

ありがとうございます。この案で基本的にはいかせていただきたいと思います。事務局からありましたように改定内容としましては、過去のいじめ対策推進法についてとあらたに１２項目を追加させていただくあるいはスクールソーシャルワーカーの役職名を追加ということで、これを改正と基本的には三重県の考え方に改正させていただくとのことでしたが、特にお意義がなければ明和町いじめ防止基本方針の改正とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし。

【事務局】

では以上で改正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次にその他の項でございますが、ご意見ご提案等がありましたらいただきたいと思います。

特になし。

【事務局】

以上をもちまして、令和６年度第１回明和町総合教育会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。